# ウィリアム・ウッドの植民地論について

治 田 富

造

宇

一 ウッドの著作の歴史的背景とその主要内容、およびかれの基本的見解

三)イギリス旧植民地体制とアメリカ植民地との関係にかんするウッドの見解二) ウッドの見解が重商主義者たちの諸見解のなかでしめる地位

U. 特別問題

ウッドの著作の歴史的背景とその主要内容、およびかれの基本的見解

作の歴史的背景、 ギリス重商主義のアメリカ植民地政策を検討することにある。 いて、アメリカ植民地および植民地貿易の問題にだけ限定して哈味し、 本稿の目的は、ウィリアム・ウッド (William Wood) の見解を、かれの主著 A Survey of Trade にもとづ この著作の主要内容、 およびこの著作において展開されているかれの基本的見解を一応検討してお しかし、 問題をこのように限定しても、 同時にこの検討をつうじて十八世紀初頭のイ かれの右の著

に論陣をはったウィッグ党にぞくする人たちと、 The Mercator に拠ったトーリー党の論客たちとのあいだで交わ ウッドの主著 A Survey of Trade, London は、一七一八年に出版された。この時期は、The British Merchant

ウィリアム・ウッドの植民地論について

くことは、本稿の目的を果すうえにも有益であると思われる。

שק

利がこの政党をして一七一四年以降長期にわたってイギリスの支配的政党たらしめ、その指導下に、イギリス重商主 な対仏通商論争がその最終的な終結をみた直後の時期である。それと同時に、この時期はまた、ウィッグ党の右の勝 に反対するウィッグ党の勝利に終り、それとともに、一六六四年以後つづけられてきたイギリス重商主義史上に有名 されたところの、一七一三年のユトレヒト平和条約付帯対仏通商条約の批准をめぐっての白熱した論戦が、

する歴史的諸条件のなかに、これをもとめなければならない。 かくして、ウッドの著作の出版をもたらした歴史的背景は、右のようなイギリス重商主義の発展段階とそれを規定

義の最盛期が到来した時期でもある。

on our Money and Bullion")を別にすれば、つぎの四つの論説から構成されている。 いる "Some Considerations on the Exportion of Good and Silver &c".. (あるいは ウッドの主著 A Survey of Trade は、全体で三七三ページの分量をもつが、その付録として収められて "Considerations

Great-Britain Part I, The great Advantage of Trade in General, and the Particular Influence of on

Branches;..... Part I, The Marks of a Benefical Trade, and the Nature of our Commerce in its several

Interest in Preserving and Encouraging Them; and how They may be further Improved The great Advantages of our Colonies and Plantations to Great-Britain, and our

and for the Recovery and Enlargement of it Part IV, Some Considerations on the Disadvantages our Trade at present labours under,

ところで、右の四つの論説から構成されているかれの労作の全体をつうじて一貫しているウッドの基本的見解は、

は はいまや王国の力と富となった。」(William Wood, A Survey of Trade, p. 4.)「われわれは、この王国が偉大であ ものが得るところのものを他のものが失うからであり、 国民一般は少しもより多く 富まないからである。 そして、 この国民が力と富においてかつて増大したとしても、それは、よく管理された、広範な貿易の助けによってであり、 つぎの五つの点に要約されうる。 第一点。うまく統制された外国貿易だけがイギリスの富を増大させる力である。かれはいう、「わが国の外国貿易 おくことはできない。なぜというに、われわれ自身の生産物および工業製品の国内での消費によっては、一方の かつ富んでいることについてのわれわれの希望を、われわれが外国貿易からうけとるであろう利益による以外に

大したことを、これに反対する見解の反駁をふくめて、実証的に証明することが、第一論説の主要内容をなす。 そして、イギリスの資本(general stock)と富が外国貿易によって、一六六○年以後、とくに名誉革命以後に増

この国民の生産物および工業製品の輸出によってであるにちがいない。」(*Ibid.*, PP.247~48.)

る・貿易差額(balance)が、その貿易の価値を判断するための一つの確実な手段(one certain medium)であ 額である。かれのことばにしたがえば、「なんらかの特定の国とのわが国の貿易によって支払われる・あるいは受取 ところで、重商主義者ウッドにとって、外国貿易がイギリスに有利であるか否かの基準を提供するものは、貿易差

 $\overline{\phantom{a}}$ 

国貿易の超過と優越(excess and predominancy of foreign trade)ほどには、 る。」(Ibid., p.85.) そして、イギリスにとって有利な外国貿易の諸指標を検討し、この諸指標の視角から それ の国とのイギリスの外国貿易の実態を吟味することが、第二論説の主要内容である。要するに、 わが国「イギリス」の繁栄を かれにとっては、「外

有効に樹立しうるものは、

ほかにないのである。」(Ibid., p.12.)

張し、高率の輸入税一般には反対しながらも、製造工業のための特定の原料、 れらの原料をもって生産される工業製品の輸出における戻税を主張する。(*Ibid.*, pp.224~58.) の窮民にたいして最大の雇傭をあたえている。」(Ibid., p.248.)かくして、かれは、製造工業の奨励、 が国の取引の最初の根源であると考えられてきた。そして国内におけるそれの消費は、それの輸出とともに、この国 くにかれは、イギリスの毛織物工業はイギリス外国貿易の基礎であると考え、その重要性を強調する。 「毛織物工業は、 第二点。外国貿易の発展は国内の製造工業の発展を促し、外国貿易の衰徴は国内の製造工業の発展を妨害する。 この王国にそれが建設されて以来、つねにわが国の外国貿易の偉大な基礎であり、 補助材料にたいする輸入税の削減、 海外におけるわ かれはいう、

費ではない。……そして実際に、 る。けれども、 ぎない。かれはいう、「毛織物工業は、 健全なかつ立派な法律によって、それが廉価に加工され、製造されるように工夫することにあり、 われわれに市場を支配することを可能にさせ、真にこの王国をして毛織物工業による利益の取得者たらしめ かれのこのような見解は、 この王国に利潤をもたらすにちがいないのは、それの海外への輸出であって、国内におけるそれの消 毛織物工業を促進する最良の方法は、 疑もなく、 製造工業の輸出工業としての側面の認識においてのみ、主張されているにす 法律によって、 かつすべての可能な場合に、 奨励さるべきであ 国内におけるその消費を強制することではな ただそのこと 保護関税を主

るのである。」(Ibid., pp.249~50.)

いる。 れわれの心をすっかり奪ってしまってはならないのである。」(*Ibid.*, p. 6.) の可能な奨励をうけるべきである。けれども、このことは、海外にたいするわれわれの関心を軽視させるほどに、 益に優先させていることである。このあとの点については、ウッドは、つぎの文章において、 ていることであり、もう一つは、外国貿易を製造工業に優先させ、この考え方から、商業資本の利益を産業資本の利 おいてでなく、海外市場における流通すなわち外国貿易にもとめ、この考え方から、海外市場を国内市場に優先させ 本的な特徴を知ることができる。すなわち、その一つは、かれが、 「わが国の製造工業および国内生産と関連をもつものは、当然に国家の関心の対象となるべきであり、すべて われわれは、右にのべたウッドの見解の第一点と第二点とを考え合せることによって、 譲渡利潤抽出の領域を、国内市場における流通に もっとも明確にのべて かれの見解のより基

なる。 論じ、さらにかれの示す統計にしたがって推算すれば、イギリスの国内市場の大きさは海外市場のそれの七・五倍と 先させ、譲渡利潤抽出の領域を国内市場においてではなく、海外市場にもとめてはいるが、かれは決して、 現とほとんど同じである。)そしてかれは、イギリスからの人口の流出はこの国内市場の消費量を減少させることを 検討を加え、これを事実的には認識しているということである。 命」以後急速に増大しつつあったイギリスの国内市場における消費量をみのがしているのではなく、むしろ、それに かつ最良の市場は、 ウッドのこの認識はあくまで「事実認識」にとどまり、 その住民たちである。」(Ibid., p. 306.)(この表現は The British Merchant かれはいう、「イングランドのまず第一にあげられ かれの「理論認識」においては、 における表 右のよう

しかし、ここでつぎの点を注意しておく必要がある。ウッドは、右のように商業資本の利益を産業資本の利益に優

に な「事実認識」と「理論認識」とのくいちがいは、十八世紀初頭の重商主義者としてのウッドの見解の主要な特徴の 海外市場に譲渡利潤抽出の領域がもとめられ、 国内市場はたんなる商品流通の場にすぎないのである。このよう

一つをしるしづけるものである。

はできない。 大させる。したがって、地主階級と商人階級の利益は相互に依存しあっており、そのいずれかに優先をあたえること ろうか。」(Ibid., pp. 57~58——強調はウッド。) とが証明されているときに、それらのいずれかの一つに優先をあたえるということが、今後果して信じられうるであ とはありえないし、 関係を知覚しないということが、あるいはまた、土地が凋落するであろうことがなければ、貿易の状態が悪くなるこ にいう、「わが国の貴族、 わが国の国力を増強してきた、またこの王国の地主階級にたいしてより高い価値を加えてきた………、」この両者の 第三点。よく統制された外国貿易は、イギリスの資本を増大させるばかりでなく、イギリスの地主階級の利益を増 たがいに依存しあっており、 かれはいう、「わが国の外国貿易は、われわれの国民的資本 (national stock) 貿易が凋落を感じるであろうことがなければ、 僧侶、 ジェントリーおよび庶民が、 かつかれらの共通の見解の一致に依存している。」( $\mathit{Ibid., pp. 8} \sim 9.$ ) さら 地主階級と商人階級とのあいだにある離れがたい親戚 土地の状態が悪くなることはありえないというこ に付加をおこない、

ランスとのフランス貿易は、 るところで発見されるが、第一論説、第二論説および第四論説において、この敵対意識は鮮明な表現をうけとってい 第四点。 まず、 フランスにたいする非妥協的な敵対意識。かれのフランスにたいする敵対意識は、 かれは、 第一論説において、 この国民の利益とまっこうから対立するものであり、それは、わが国の国内の産業およ フランス貿易がイギリスの資本の増加率を阻止する主要な要因であり、「フ かれのこの著作のいた

な脅威であり、 がら、フランス貿易のイギリスにとっての不利益を主張する。さらにウッドは、第四論説の前半において、 び製造工業の構造そのものを滅亡させる傾向をもつにすぎないことは、以上のことから明らかである」(*Ibid.*,p.43) し、〔そして、〕わが国の西インドおよび東インド貿易は衰微させられるにちがいなく、全世界の貿易と富は、しだい るフランスの権益および植民計画が、当面のイギリスの国力、イギリスの世界貿易および植民地体制にとって致命的 ト平和条約をはげしい憤激をこめて攻撃し、この条約によって承認されたフランスの世界貿易政策とアメリカにおけ フランス貿易を攻撃し、第二論説では、ダヴナントの見解の批判という形をつうじて、オランダ貿易を弁護しな フランスにそれを許しておくならば、 「フランス人はかならずや、アメリカの主人公となるであろう ユトレヒ

独占がイギリスの貿易と製造工業にあたえた損失の検討にあてられている。 東インド貿易の独占、 にたいする貿易の南海会社による独占を攻撃しており、第四論説の後半は、とくに、東インド会社および南海会社の 由化を主張する。 第五点。特権的な独占的貿易会社によるイギリスの特定の貿易部門における排他的独占に反対し、それの公開と自 すなわち、 ユトレヒト条約によるアシエント契約の受諾およびこれにもとづくスペイン領アメリカ植民地 かれは、 かつてのロイアル・アフリカ会社による奴隷貿易の独占、東インド会社による

にフランスに集まる」(Ibid., p. 218)と、警鐘をうち鳴らす。

そしてそれにたいしては、 れの安全をかれの人民の愛情のなかにおき、かれの栄光と満足とをかれらの安楽と繁栄のなかにおくと宣言された。 ウッドが、かれの著作 A Swrvey of Trade を、その最後のページにおいて、つぎのことばをもって結んでいる かれの貿易独占に反対する信念の強さを示すものであろう。 豊富な、自由なかつ広範な貿易が、かならずや、もっとも有効であろう」(Ibid., p. 328) すなわち、 かれはいう、「わが国王陛下は、か

کے

1 種の工業製品、 ウッドのいう national stock (*Ibid.*, p. 8) または general stock (*Ibid.*, p. 54) の範疇のなかには、 家畜、 船舶、 金銀食器類、 宝石、地金、現金、国産品および外国品の貯蔵が、ふくまれている。 衣服、 (*Ibid.*, pp. 54

# 一 ウッドの見解が重商主義者たちの諸見解のなかでしめる地位

だいに多面的・全般的なものへと発展したからである。 想における「自給自足的な商業帝国」の構造図の内部でのアメリカ植民地の位置づけ、 置づけ、 るまでには一定の歴史的期間を要し、 しも一致していなかった。なぜというに、 なかにおけるもっとも重要性をもつ従属的構成部分である。この事実にもかかわらず、 ギリス重商主義の旧植民地体制のなかで のアメリカにおける諸植民地は、「自給自足的な商業帝国」 義のもとに、 周知のように、 ないしは評価もまた、この歴史的期間の初期の段階と後の段階では、 相互に有機的な関連をもって統合され、 保護制度、 貿易差額および旧植民地体制は、 この歴史的期間中に、 かれらの「自給自足的な商業帝国」という構造図が比較的明確に形成され 植民地体制の設定は、 したがって、 かれらの右の構造図が、 資本の本源的蓄積のための国家の政策としての重商主 この構造図のなかにおけるアメリカ植民地の位 重商主義の不可分な構成要因である。 当然に変化を蒙らざるをえなか 一面的・部分的なものから、 イギリス重商主義者たちの構 ないしは評価は、 の経済的構造の かならず つたの

である。

・ま簡単に、

イギリスの重商主義者たちおよびその他の知識人たちの構想のなかで、

右の構造図が形成され、

する過程を、大まかに示せば、つぎのようである。

論さえもが抬頭したことにある。 植民地はイギリスから生産的人口を奪いさることによってイギリスの国力を弱めるという理由にもとづく植民地反対 ギリス重商主義史上に有名な論争的問題に、その焦点がおかれていた。とくに十七世紀後半における一つの特徴は、 商主義者たちのより大きい関心は、東インド貿易およびフランス貿易がイギリスにとって有利であるか否かというイ 関心がしだいに高まったことは事実であるが、 最後の三分の一期ないし四分の一期までのあいだに、重商主義者やその他のイギリス人のアメリカ植民地にたいする イギリスにとってその価値がまだ未知の新大陸にすぎなかった。 民地の建設当時から十七世紀前半においては、アメリカ植民地は、 イギリス人の航海、 貿易および海軍力に寄与しうると考えられていたにすぎなかった。この当時には、 しかしこの当時はまだ、 その後、 ただ一般的にのみアメリカ植民地および植民 かれらにとって、本国のはるかかなたにある 一連の航海諸条例が制定された十七世 重

Thomas, An Historical Account of the Rise and Growth of the West-India Colonies, 独立した章でのそれの取扱いがあらわれるにいたったのも、 発展されはじめるにいたった。そして、アメリカ植民地および植民地貿易にかんする独立した著作や著作中における らの認識は、 in, Discourses on the Public Reevnues, and on the Trade of England, London, 1698, Discourse 具体性をおびはじめ、「自給自足的な商業帝国」にかんする重商主義者たちの構造図はしだいに形成、 この時期以降から十八世紀へのかわり目にかけては、 A New Discourse of Trade, London, 1693. Charles Davenant, "On the Plantation だいたいこの時期においてである。たとえば、 アメリカ植民地および植民地貿易にたいするかれ London

=

が 工業製品の重要な市場として重要視されていた。 砂糖、 などが、 煙草およびその他の熱帯性・亜熱帯性生産物の重要な供給地として重要視され、 それである。 ところで、 この時期のこれらの著作においては、 それでも、 ダヴナントの著作においては、 西インド植民地および大陸南部植 また、 部分的にではあるが、 同時に、 イギリス 民 大 地

陸中北部植民地の市場としての意義も、

すでに認識されはじめるにいたった。

それ以前のアメリカ植民地にたいする古い評価につけ加えられ、またこれら植民地における船舶必要品の生産がイギ 料品およびその他の生産物の供給者としての意義およびこれら植民地のイギリス工業生産物の市場としての意義が、 リス重商主義の植民地経営にとってもつ意義が認識されるにいたった。 のこの労作は、 的に反映し メリカ植民地 植民地グループのおのおのを特徴づけるそれぞれの経済構造はその基礎を一応確立した時期でもある。 二〇年代という時期は、 たったのである。 さらにその後、 かれらの「自給自足的な商業帝国」にかんする構造図は、 および植民地貿易は、 アメリカ植民地および植民地貿易に視点をすえた「自給自足的な商業帝国」にかんする重商主義者の ウッドの著作 西インド植民地、 十八世紀の一〇年代以後においては、 いまや禁止されたフランス貿易に代るものとして、 A Survey of Trade 大陸南部植民地および大陸中北部植民地の経済的諸関係は発達し、これら は、 大陸中北部植民地の西インド植民地にたいする食 まさにこの時期に公けにされたものであり、 他方、 かなりの明確性と多面性をもって描写される この十八世紀の一○年代の終りおよび 重商主義者たちの意識に浮彫 かくして、ア かれ

本に必要な再輸出商品の供給地であり、 ところで、 イギリス重商主義にとっては、 イギリス本国の工業生産物の市場であり、 植民地は、 それが本国 の産業資本に必要な原料、 さらに植民地貿易が本国にとって 補助材料および 構造図により多面的な成熟した画像を提供したものである。

実質的に有利な貿易差額を形成するかぎりにおいて、その収奪がイギリスの資本の本源的蓄積に役立つのであり、 心が高まれば高まるほど、この構造図の発展にとってますます重要な契機となる。 および判断の変化は、 よび本国との貿易差額にたいするかれらの判断である。その結果、重商主義者たちのこれらの諸側面にたいする評価 を位置づけするための基準を提供するものは、それの市場としての側面の評価、それの給供地としての側面の評価お たがって、そのばあいにおいてのみ、「自給自足的な商業帝国」の従属的構成部分 としてのそ れの意義があるのであ かれらの構想のなかで、植民地を「帝国」の経済的構造のなかにおける従属的部分としてその地位 かれらの「自給自足的な商業帝国」にかんする構造図のなかでのアメリカ植民地にたいする関

がより重要視され、 はあるとしても、 に強調する評価は、時代が下れば下るほど、後退し、 のような植民地の評価、およびそれにもとづく植民地の位置づけは、 義的な意義しかあたえなかった。したがって、供給地としての側面の大きい西インド植民地(および大陸南部植民地) さかのぼればさかのぼるほど、植民地の給供地としての側面をより大きく評価し、市場としてのそれの側面には第二 るが、いまこの変化過程について、 ともに評価しようとする見解が、ますます強くなる。 ーマス、サー・ジョサイア・チャイルドの著作において代表される。これに反して、 重商主義者たちのこのような評価および判断の変化過程については、 右のような植民地の評価の方向をあたえたものであった。ところが、 供給地としての側面をほとんどもたない大陸中北部植民地はよりはげしい非難攻撃をうけた。こ 簡単にのべるとつぎのようである。 それに代って、市場としての側面をも、 十七世末のダヴナントの見解は、 ウィリアム・ペティーおよび上記のダルビー・ 一般的にいって、重商主義者たちは、 後世の史家のあいだで論争の対象となってい ダヴナントの著作の出版後、 供給地としての側面を一面的 たとえ局限された視角からで 供給地としての側面と 時代を

とに照らしだし、それにより多面的な画像をあたえたのである。 て、この著作は、 帝国」の経済的構造のなかにおける従属的構成部分としてのアメリカ植民地により正当な位置づけをあたえた。 把握し、 約二〇年ののちにあらわれたウッドの著作は、なお多くの重要な諸点において、その先行者とくにダヴナントの見解 をそのまま継承している不十分さはあるとしても、それにもかかわらず、アメリカ植民地および植民地貿易を、 の供給地および市場としての二つの側面から把握し、それと同時に、イギリスに流入する金・銀の重要な源泉として かれのあらゆる先行者にくらべて、植民地をより精密に検討し、そうすることによって「自給自足的な商業 こうすることによって、 重商主義者たちの 構想のなかにおける「帝国」の構造図を新しい照明のも 、それ

ども 析をあたえた最初の人であった。」(C. Andrews, The Colonial Period of American History, New Haven, 1934~ る以前に執筆されたマン、フォートリー、 れた徹底的な重商主義者」であり、「かれの論説はアメリカ植民地が重商主義者の視野のなかでその大きい重要性をう ある。」「チャイルドおよびダヴナントは、 よびかれの著作について、つぎのような評価をあたえている。ウッドは、 ットにみいだされるよりも、重商主義のより真実の画像を、植民地にたいするその関係において、提供するもので メリカ植民地史の権威ある研究家チャールズ・アンドルーズは、 ウッドはこの問題を精密に論じ、 ユトレヒト条約ののちにイギリスがおかれた地位について理路整然とした分 チャイルド、ヘインズ、コーク、バーボンおよびその他の人びとのパンフ かれらの著作のなかで、 アメリカ植民地にたいする章をもうけていたけれ かれの尨大な労作の第四巻のなかで、 「基本的な重商主義思想のすべてをうけい ウッドお

38, Vol. VI, p.342.)

たとえば、G.L. Beer, The Old Colonial System, 1667~1754, 1913, ch. ねよび Beer, British Colonial

Colonies before 1720, Wisconsin, 1934, ch. V におけるネッテルズの前者にたいする批判。 Policy, 1754~1765, 1907, ch. 🔟 におけるビァーの見解と、C. P. Nettels, The Money Supply of the American

この項については、宇治田富造『重商主義植民地体制論』、第一部、(青木書店刊)、第二章を参照されたい。

## Ξ イギリス旧植民地体制とアメリカ植民地との関係にかんするウッドの見解

この項では、まず、第三論説におけるウッドの見解を検討し、第四論説についてはつぎの項で検討する。 the Disadvantages our Trade at present labours under,……" とおらて、 ons to Great-Britain,....." は アメリカ植民地がイギリス重商主義の旧植民地体制にたいしてもつ諸関係についてのウッドの見解の中 かれの著作 A Survey of Trade の第三論説 "The great Advantages of our Colonies and Plantati-第三論説が一般論とすれば、第四論説は現状分析的な特殊問題とも称すべきである。 において展開されており、 また部分的には、第四論説 "Some Considerations on 具体的な問題の検討という形 したがって 心的部分

社による奴隷貿易の独占の弊害にたいする批判=植民地改革案である。以下、われわれは、この項では、まず、第一 および第二の部分を検討する。 メリカ植民地の位置づけの検討であり、第三の部分は、プランターによる大土地所有の独占とロイアル・アフリカ会 徴づけともいうべきであり、第二の部分は、 第三論説におけるかれの論述は、三つの部分に大別することができる。すなわち、最初の部分は、いわば一般的特 アメリカ植民地の内部的考察と「帝国」 の経済的構造のなかにおけるア

ウッドは、 第三論説の最初のページで、アメリカ植民地および植民地貿易について、つぎのような総括的評価をあ

諸国、 でも、 般的貿易差額において、 いする無尽蔵の財宝の鉱山となりうるであろう。」(Wood, *op. cit.*, pp. 131~33.) かくべからざるほど必要な生産物を生産しているのだから、これらの植民地は、勤勉と管理をもってすれば(もしも れているばかりでなく、 物をもち去っているのではあるが、これらの工業生産物にたいする見返物資は主として、煙草、砂糖、藍、しょうが、 消費しているよりも、 することに力をつくすならば、これらの植民地は、その人口が増大するにつれて、おそらく、現在これらの植民地が もとづき、さらにまた、これら植民地の生産物を考慮にいれるならば、これらの植民地は、われわれがそれらを維持 漁業とともに、わが国の航海と海員の主要な増大であったし、その両者にたいする最大の奨励であった。 たえている。「アメリカにおけるわが国の Colonies と Plantationsと」は、「わが国のニューファウンド かつ奨励するにたる重要性をもつものである。 ジブラルタル海峡地域に年々再輸出され、それは年々きわめて莫大な金額にたっしている、そしてそれは、全 本国における幾千人という手工業者に職業をあたえており、大量の・とくにわが国の品質の劣った・工業生産 染料木などからなりたっており、そしてわれわれは、 フランス人がわれわれを蚕食したり、 はるかに多くのわが国の工業生産物を消費するであろう。もっとも、 相当の剰余をも供給されており、その剰余は、オランダ、ハンブルグ、フランダース、東方 わが国にとってきわめて有利である。そして、これらの植民地は、 そしてわれわれが、これらの植民地を外国の攻撃と侵略から保持 われわれに対抗するのを許さないかぎりは)、 われわれ自身の消費にたいしてこれらの生産物が供給さ これらの植民地は、 世界のこの部分にとって かれらの母国にた この理由に ランドの

植民地生産物の供給地、 みられるように、 ウッドは、 イギリス工業生産物の市場、 旧植民地体制のなかにおけるアメリカ植民地の重要性を、 植民地生産物の再輸出とそれがイギリスの全般的貿易差額にあ 海員の育成と航海 の発展

問題のなかの主要なものについては、 糖〕の人為的な価格引上げのイギリス〔実はイギリス商業資本〕にとっての不利益を指摘する。そして、 の拡大、(五) 右のような総括的評価をまずあたえたのち、さらにこれにつづいて、(一)従来からの植民地反対論にたいする反駁: あたえながら、 たえる利益という諸基準から、 航海条例の厳重な実施、(三) 植民地におけるプランターによる大土地所有の独占の弊害とそれにもとづく植民地生産物(とくに砂 アメリカ植民地はイギリスにとっての「無尽蔵の財宝の鉱山」となりうると、 かれの先行者の誰よりもより多面的に評価し、 航海条例の統制内における植民地間貿易の奨励、 かれの著作の以下の部分でふたたび具体的に取扱われている。 同時にフランス側からの脅威に警告を のべている。 外国領植民地との貿易 これらの諸 かれは、

び、 は、 型植民地と訳す)とよび、この型の植民地に、 て、 ないかという基準から、二つの型に分類する。すなわち、 第三論説の第二の部分は、 まず、 この型の植民地に西インド植民地およびヴァージニア、メリーランドの大陸南部植民地をふくめる。 木綿、しょうが、 本国の生産物と同一 米などの本国の生産物とはことなった生産物を若干生産する)植民地を colonies(以下、非プランテーショ アメリ カにおける諸植民地を、 染料木などを生産する植民地を plantations (以下、プランテーション型植民地と訳す)とよ 種類の生産物、 アメリカ植民地および植民地貿易にかんするかれの見解の中核をなす部分である。 主として殻物および肉製品を生産する(ただし、毛皮、 それぞれの生産物がイギリスの生産物と同一種類のものであるか、そうで 大陸北部=ニュー・ 本国の生産物とことなった生産物、 イングランド植民地、 大陸中部植民地および両 主として煙草、 ピッチ、 これに反し タール、鯨

西インドおよび大陸南部におるプランテー ィリアム・ウッドの植民地論について . ショ ン生産が支配的な植民地と大陸中北部における小農民的生産が圧倒

ライナ植民地をふくめる

ゥ

地を、 みられたものと思われる。 が ンド植民地が供給地としての側面を欠いていたという点にあった。 とってもっとも有害な植民地である」(Child, op. cit., 2nd edition, p. 212)と、 経験的に、 的な植民地とがそれぞれ種類のことなった生産物を生産し、供給地としての側面においてこれらの各植民地グループ つは、この植民地の生産物の大部分が本国のそれと同一種類のものであるということによって、 マイギリス重商主義にたいしてことなった意義をもつことは、ウッドに先行する多くの著述家たちによって、すでに 右のように明確に二つの型の植民地グループに区分し、定式化したのは、 事実的に認められていた事柄である。 チャイルドが、 周知のように、「ニュー・イングランドはこの王国に けれども、従属的構成部分としてのアメリカ植民 この植民地を攻撃した主要な理由 おそらくウッドによってはじめて試 ニユー・イングラ

植民地の位置づけとその評価の基準をもとめようとするのである。 成諸部分の相互の貿易をその相互関係において統一的に把握し、そのなかに、 領を主要対象として考察するばあい、それの支配的構成部分としてのイギリス本国、それの従属的構成部分としての プランテーション型植民地および非プランテーション型植民地という、三つの構成諸部分から考察し、この三つの構 の植民地論の土台を形成している、 メリカ植民地の旧植民地体制のなかでの位置づけにとって、つぎの意味において、重要な要となり、 そればかりでなく、 より重要なことは、アメリカ植民地のこの二つのグループへの区分と定式化が、 ということである。すなわち、 かれのこのような構想は、 かれは、 旧植民地体制の経済的構造を、 旧植民地体制のなかにおけるアメリカ 具体的には、 したがってかれ かれによるア つぎのよ メリ

「ヴァージニアおよびメリーランドの煙草の価値については、 関税をのぞいて、年々これらの植民地から六○万ポ うである。

まず、プランテーション型植民地にたいす評価から、

きいていこう。

バーベイドウズ、アンティーガー、モントセラット、ニーヴィスおよびセント・クリストファーから年々輸入されて (Wood, op. cit., p.144.) いる砂糖、 ンドが輸入されていると計算されている。そしてそのうち三分の二は再輸出されている。それと同様に、ジャマイカ 藍、しょうが、 木綿等々の価値は一三○万ポンドであり、そのうち三分の一が同じく再輸出されている。」

るところはなく、それの供給地としての側面とこれらの植民地の生産物の再輸出を指摘しているにとどまる。これに みられるように、プランテーション型植民地にかんするかれの見解は、かれに先行する著述家たちのそれとことな

つぎに、非プランテーション型植民地にたいする評価を、きいてみよう。

反して、非プランテーション型植民地にたいするかれの見解は、より積極的である。

Ļ 反対して、サー・ジョサイア・チャイルドによって主張されたものをふくめて)いままでにわたくしが聞いた理由よ りもより納得のできる理由をきくまでは……、アメリカ大陸におけるイギリスの非プランテーション型植民地を保持 生産物とはことなった生産物は(周知のように)毎年ごく少額しか生産しないにせよ、わたくしは(これらの地域に 非プランテーション型植民地は、「どれほどこの王国の生産物と競合しようとも、 増大し、維持し、 かつ奨励することは、われわれの大きい義務であり、かつ大いにイギリスの利益になると考え あるいは、イギリスが生産する

地グループのイギリスにとっての利益を積極的に主張する。 民地にたいするチャイルドの攻撃を反駁し、また、ダヴナントのような折衷主義的な立場を克服して、これらの植民 みられるように、ウッドは、その名を示して、非プランテーション型植民地の中心地たるニユー・イングランド植

%°」(Ibid., p.143.)

C

かにみとめられるのであるが、かれは、そのために、つぎの三つの要因を導入する。 るのか。それは、 それでは、大陸中北部の非プランテーション型植民地にたいする右のようなウッドの積極的見解はどこから生まれ さきに簡単に指摘したように、三つの構成諸部分間の相互貿易を統一的に把握するかれの構想のな

民地の働き手を食料品の栽培に使用することになるであろう。」(Ibid., p.145.) プラシテーション型植民地は、とくに戦時においては、多くの生活必需品に事を欠くであろう。あるいは、これら植 における働き手は、 に適しておらず、また牛肉、豚肉、豆などを生産するのに適していない。(たとえ適しているとしても、 より価値の大きい生産物を生産するこれらのプランテーション型植民地の土壊は、生活のための栄養物を栽培するの なかったならば、 れわれから多くの人口を流出させるということが恐らく非難されてきた。事実はそのとおりである。もしも、 たいして少しも送らない、あるいはほとんど価値のない生産物しか生産しない、それと同時に、これらの植民地はわ テーション型植民地は、 そこでまず、第一の要因についてのウッド自身のことばからきいていこう。「第二の項目のもとにおける非プラン 北部の非プランテーション型植民地が近くになく、 他のプランテーション型植民地の事態は恐らくうまく遂行されえなかったであろう。 かれら自身および母国たる王国の利益のためにはるかにより有利に使用される)、したがって、 かれらがイギリス本国から年々もち去るものに較べて、 かつこれらの植民地の産業がなかったとすれば、 かれら自身の見返物資をわれわれに これら植民地 なぜならば、 そうで 南部

する食料品の供給者としての役割=西インド貿易である。この点、わたくしの補足をつけ加えて要約すると、つぎの の要因は、 右の引用文から明らかなように、三つの構成諸部分間の貿易の相互関係の把握において、 大陸中北部植民地=非プランテーション型植民地の西インド植民地=プランテーション型植民地にたい ウッドが導入している第

獲得しうることを可能とする条件は、 がって、イギリス商業資本が自己の仲継貿易に必要な砂糖 (およびその他の生産手段)をみずから生産していないにもかかわらず、 ようである。 の世界商品の一つである砂糖(およびその他の熱帯性生産物)の単一栽培に専門化し、 西インド植民地が、 イギスリ商業資本の仲継貿易に欠くことのできない再輸出商品であり、 大陸中北部植民地の生産物が、 大陸中北部植民地がかれらの生産物である食料品を西インド植民地に供 (その他の熱帯性生産物) イギリスの生産物と競合関係にあるとはいえ、 西インド植民地の再生産が可能であり、 を継続的にこれらの植民地 その再生産に 必要な食料品 当時の最大 した から

あるいはむしろ競合関係にあるゆえにこそ、

給しているということである、

という。

は ギリス工業生産物にたいする市場の拡大である。この点について、やはりわたくしの補足をつけ加えて要約すれば、 給者としての役割=西インド貿易の結果として生じる、非プランテーション型植民地=大陸中北部植民地におけるイ つぎのようになる。 これにつづいて、 非プランテーション型植民地=大陸中北部植民地のプランテーション型植民地=西インド植民地への食料 ウッドは、 二つの構成諸部分間の貿易の相互関係に、第二の要因をもちこむ。この第二の要因と

の供

テ 民地=西イ な原因である。 手段をほとんどもたない。 1 シ 型植民地はプランテーショ ンド植民地から見返物資としてイギリスからの輸入品にたいする支払手段を獲得する。つまり、 けれども、 この型の植民地は、 このことは、 ン型植民地との貿易によって、 イギリス工業生産物のこの植民地における市場の拡大に制限を加える根本的 西インド貿易によって、 イギリスからの輸入品にたいする支払手段とし 自己の生産物と交換にプランテーション型値 非プラン

非プランテーション型植民地=大陸中北部植民地は、

自己の生産物のなかにイギリスからの輸入品にたいする支払

ィリアム・

ウッドの植民地論について

民地におけるこの貿易の結果として生じる市場の拡大によって、失うかも知れない市場を補償されてなお余りがある リスは西インド植民地にたいする従来の市場を失うかも知れない。けれども、イギリスは、非プランテーション型植 ታነ リスの工業生産物の市場として非プランテーション型植民地の比重が増大する。もっとも、この貿易によって、 て役に立たない自己の生産物を、 も知れないと、 ウッドは考える。 イギリスからの輸入品にたいする支払手段に変えることができる。その結果、 かれ自身のことばにしたがえば、つぎのようである。 イギ イギ

数の人びとが本国においてもち去るであろうほどに十分においてである。」(Ibid., p.146.) れら〔後者〕に送りうるものを供給しうるかも知れないが、しかしそれでもなお、かれら〔前者〕は、 イドウズ、アンティーガー、モントセラット、ニーヴィスおよびセント・クリストファーにたいして、 各種の工業生産物 ニユー・ヨーク、 上記のことにたいして十分の補償をなしている。しかもはるかにしばしば更新されており、 ――すべての種類の毛織物および家具――をとってくることによって、 ニュー・イングランド、ペンシルヴェニア、カロライナなどの人びとは、ジャマイカ、バーベ あるいはそれらをもち去る この王国から イギリスがこ かつ同じ

をうる。すなわち ところで、ウッドが右の第二の要因を導入したことの意味は、つぎに追加される第三の要因によって、 かれはいう。 より具体性

部の非プランテーショ の価値の五分の四ちかくにたいしてそのような全改良がまさに主張しうるであろうところの生産物である。」(Ibid., 「われわれがバーベイドウズにたいして送るであろう食料品はすべての種類の穀物のような改良されない土地の生 あるいは塩肉、豚肉などの改良によってはほとんどうるところがない生産物だろうが、 ン型植民地に送る生産物は、 衣服、 家具およびその他の多くの品物のように、平均して全商品 われわれが北

#### p. 147.)

生産性の向上によってその生産量の任意の増加が可能な工業生産物の市場であるということである。 生産量の任意の増加が困難な農産物の市場であるが、これに反して、大陸中北部市場は、技術的改良にもとづく労働 つまり、 この第三の要因は、こうである。西インド市場は、技術的改良にもとづく労働生産性の向上によってその

こうである。 三つの構成部分間の相互の貿易関係を統一的に把握しようと試みる。そして、そのなかに、 ーション型植民地が旧植民地体制のなかでしめる地位を評価するための綜合的基準をもとめる。 さて、 ウッドは、右のような三つの要因に視角をすえて、この側面から旧植民地体制の経済的構造のなかにおける 大陸中北部の非プランテ この綜合的基準とは

市場は、 存している。」(Ibid., p.146.) そして、このバランスが正しく保たれているかぎりは、 ば 大が可能である工業生産物の市場に転換しうるものだという。 量の任意の増大が困難な農産物の市場から、 そこに送る商品と、 「北部の非プランテーション型植民地がイギリスにとって利益であるか、 われわれが、プランテーション型植民地へ送るであらう食料品とのあいだに、正しいバランスをつくることに依 さきにのべた理由(第三の要因)にもとづいて、技術的改良にもとづく労働生産性の向上によってその生産 南部のプランテーション型植民地がもしもニュー・イングランドその他から供給され 技術的改良にもとづく労働生産性の向上によってその生産量の任意の増 利益でないかという問題は、 イギリスのアメリカ植民地 われわれ

体制の経済的構造のなかにおけるアメリカ植民地とくに大陸中北部植民地の評価にかんするウッドの基準である。 ッドは、 右に示したほど明示的には敍述しておらず、わたくしが若干補足した部分もあるが、以上が、 旧植民:

ウィリアム・ウッドの植民地論について

では、この基準にもとづくウッドの評価はどうであるか。かれはいう

ウッドは、 つづいて、 ン型植民地は、イギリスにとって大きい利益をもち、かつ高度に有利である」(Ibid., p. 148)と。 「現在の状態にかんするかぎりは、イギリスにぞくする非プランテーション型植民地およびプランテーシ かれがみずから設定した基準にしたがって、大陸中北部植民地のイギリスにとっての意義を積極的にみと 現在のコースは、この王国にとってもっとも有利であると考えたい」(Ibid., p.147)と。 このように、 さらに

けれども、このさいわれわれは、つぎの二点に注意しなければならない。すなわち、

て、このかぎりにおいて、ウッドの見解は、その主要な箇所にかんして、ダヴナントからの思想的継承関係のあるこ 一六九八年に公けにされた労作 Discourses on the Public Revenues, and on the Trade of England, Part II, Discourse II, "On the Plantation Trade," において、あたえられているということである。したが 第一の点は、右に示めしたウッドの大陸中北部植民地にかんする評価の基準は、 すでにかれの先行者ダヴナントの

ということである。たとえば、 きい比重をあたえ、 るにもかかわらず、全体としてのアメリカ植民地の評価においては、依然としてプランテーション型植民地により大 注意すべき第二の点は、 この側面からアメリカ植民地のイギリス重商主義の旧植民地体制にとっての意義を判断している かれは、 かれは、 前述のように大陸中北部植民地のイギリスにとっての利益を積極的にみとめてい つぎのようにのべている。

とをみのがすことはできない。

「プランテーション型植民地からの利益あるいは利潤が、ここで指摘したものへ一年間一七五万ポンド)あるいは

うなんらかの理由をもわれわれはもちえない。なぜならば、この同じ数の人びとからの、 民地が、 それに近いものであるならば、 をこえた剰余が、 あるいはまた、 いし、またイギリスにとって利益があるのか、ないのか、という他の人たちとのあいだの疑問点ももはやありえない。 イギリスにとって有害であるか、ないか、というある人たちとのあいだの問題は、 植民地が、 いままでにこの王国にとってこれほど有利であったことは、けっしてありえなかったからである。」 かれらの入植の過程において、 アメリカにおけるわが国の非プランテーション型植民地およびプランテー わが国から取り去るであろう人口の不足について不平をい かれら自身の衣食住の必要 もはや問題とはなりえな 型

物の供給者のとして役割を重要視しながらも、 せている。このことは、 そればかりではない。 つぎの文章によって明らかである。 かれは、さきにのべたように、大陸中北部植民地の西インド植民地への食料品その他の生産 窮局的には、 大陸中北部植民地の存続条件を西インド植民地に依存さ

ば が荒廃あるいは喪失するばあいには、 れにとって、なんら実質上の利益をもちえないからであり、 型植民地に依存しており……そして、 かれらの見返物資を主としてわが国の砂糖諸島によって間に合わせているのだから、 わが国の南部のプランテーション型植民地がなければ、 ·北部の非プランテーション型植民地は、その生産物をさばくのに主としてわが国の南部のプランテーショ かつ奨励することが、 われわれにとって、 北部の非プランテーション型植民地は今日イギリスからの工業製品にたいする 消滅するにちがいないからである。 いかに重大な義務であるかを、 非プランテーション型植民地の今日の状態は、 わが国の北部の非プランテーション型植民地は、 そして、そこからこそ、 このことは、 明白に示している。 非プランテー 砂糖諸島を確保 砂糖諸島 われわ

済的発展の現実を反映するものであるが、他方においては、伝統的に西インド植民地を重要視するかれに先行する重 いては、 商主義者たちと共通の立脚点にたつものでもある。 ンテーション型植民地はかれらの母国にとって有害な植民地となるであろう。」(*Ibid.*, p.149 ----ン型植民地のイギリスにとっての価値が主として生じるのであり、そして、この砂糖諸島がなかったならば、 このようなウッドの西インド植民地の重要視の態度は、 ウッドにしたがえば、「ジャマイカ、王室にぞくするもっとも価値のある植民地」(*Ibid.*, p. 173) となる。 四でのべる事柄との関連において、つぎの項でいま一度考察されるであろう。 なお、 ウッドが特殊的にジャマイカの重要性を強調する理由につ 一方においては、 かれの時代におけるアメリカ植民地の経 強調はウッド。 非プラ か

この部分におけるかれの見解でなお検討されずに残されているものは、 産を奨励するかれの主張である。この問題については、 以上の敍述において、 われわれは、ウッドの見解を、第三論説の第一および第二の部分をつうじて検討してきた。 われわれは、つぎの項で特殊問題として検討するであろう。 大陸中北部植民地にたいする船舶必要品の生

### 四 特殊問題

必要品の生産の奨励にかんする見解。 れの見解を、 三論説の第一および第二の部分にもとづいて検討した。 以上の敍述において、 第三論説の第二の部分で論ぜられているが、さきにその検討を保留しておいた大陸中北部植民地にたいする**船舶** 特殊問題として検討する。このさい、われわれが対象とするところは、つぎの諸点である。すなわち、 われわれは、ウッドのアメリカ植民地および植民地貿易にかんする見解を、かれの著作の第 Б 第三論説の最後の部分で論ぜられているプランターによる大土地所有の独 したがって、 われわれは、 この項では、 なお残されているか

点についての検討は略する。)および第四論説で論ぜられている諸問題のうちの、 占にかんする見解。 (この部分ではまたロイアル・アフリカ会社の奴隷貿易の独占の問題も論ぜられているが、 Ć 南海会社によるスペイン領植 この

民地貿易の独占についての見解が、これである。

大陸中北部植民地にたいする船舶必要品の生産の奨励についての見解

経営の政策が、より系統的な政策の段階に達したことを反映するものであり、これと同種の見解は、 大陸中北部植民地にたいする船舶必要品の生産を奨励するウッド見解は、 イギリス重商主義によるアメリカ植民地 かれに先行する

いずれの重商主義者たちの著作のなかにもみられなかったものである。

ウッドにしたがえば、 大陸中北部植民地における船舶必要品の生産が発展するならば、イギリスは、 船舶必要品の生産を奨励することの必要は、つぎの四つの点に帰せられる。

の流出が節約される。もっとも、そのためには、イギリスはこれらの植民地の生産者にたいして奨励金を支払わねば この生産物の依存から解放され、 またイーストランドからの生産物よりも高い価格を支払わねばならない。けれども、これらの支払いは、 同時に、この諸国にたいする年二〇万ポンドの逆の貿易差額を支払うための貴金属 イーストランドにたいする

われるのであり、 またイギリス人自身の生産物、 労働、 海運にたいして支払われるのであるから、 支払われたもの

ーストランドからの輸入のばあいのように外国人にたいして支払われるのではなく、イギリス人自身にたいして支払

に貴金属の形で流出するものではない。 いつまでもイギリス人のあいだにのこる。 したがって、 イーストランドにたいする支払いのように、それは海外

大陸中北部植民地において船舶必要品の生産が発展すれば、ここの植民地人は、その生産に恒常的に従事

ての種類の工業製品および生産物にたいするかれらのより大きい需要と消費とを生ぜしめるであろう。」 し、それはかれらに相当額の収入を提供し、かれらの雇傭を増大させる。そして「その結果として、イギリスのすべ

第三点。イーストランドにたいするイギリスの船舶必要品についての依存性は、バルチック地方における勢力の均 つまり、この生産の発展は、大陸中北部植民地における市場の拡大を生ぜしめるというのである。

衡が破れるばあいには、 植民地でそれの生産と自給化がおこなわれるならば、それはイギリスの国防上にきわめて有利である。 船舶必要品の生産は、 国防上の見地からみて、イギリスにとってきわめて危険である。 けれども、 イギリス自身の

がって国力の増大に貢献する。 イギリスの貿易と海運を刺激し、運賃収入を増大させ、海員の養成に役立ち、

ウッドは右の諸点をつぎのように要約している。

て、 るならば、今日までそうであったよりも、 の非プランテーショ 身の人びとにたいして支払われるであろう、そしてそれは、イギリスにとって年々二〇万ポンドの貨幣の いるであろう船舶必要品をイギリスに供給することにたいして、すべての必要な奨励がこの王国によってあたえられ いっそう利益となるであろう。」(Ibid., pp.149~50.) なぜならば、植民地人に支払われる「全価格はわれわれ自 「北部の非プランテーション型植民地は、 わが国の工業生産物の消費の増大であり、したがって、本国における人びとの雇傭の増大であり、 ン型植民地の大きい改良であり、 あるいはその奨励があたえられなかったばあいよりも、その母国にたいし もしもこの植民地がきわめて大きい分量において供給する能力をもって わが国の海員と航海の増大であり、 国王陛下の支配力にとって わが国の北部 節 約 にな

の利益である。」(Ibid., pp. 152~53.)

防力および海運の四点から、 以上要するに、ウッドは、 奨励しているのであるが、 大陸中北部植民地における船舶必要品の生産の奨励を、イギリスの貿易差額、 われわれは、この問題を、 イギリス重商主義の植民地経営の 市場、国

政策全体の関連から、

より立ちいって検討しなければならない。

ギリス重商主義者によって、 れの市場としての側面においても、 程の無媒介的な統一は、 手段および支払手段として機能し、そしてそのことは、 ならば、 発見しえたというこの植民地の経済構造の特殊性のために、この植民地収奪にとって適合した植民地であった。 テーション型植民地は、 側面においても、 販売過程とかれらによる植民地生産物の購買過程の直接な無媒介的な統一を意味した。そしてさらに、この二つの過 周知のように、 これらの植民地の生産物である砂糖および煙草は、 イギリス重商主義の植民地政策の基調は、独占的貿易機構をつうじて、植民地を、供給地としての 市場としての側面においても、 これらの植民地が自己の植民地生産物のなかにイギリスからの輸入品にたいする支払手段を イギリス貿易資本が、植民地を、 旧植民地体制にもっとも適合した型の植民地として賞讚された理由は、まさに右の点に 同時的に両面的に収奪する結節点を形成した。プランテーション型植民地が、イ 両面的に収奪することにあった。西インドおよび大陸南部のプラン イギリスの貿易資本による植民地におけるイギリス生産物の それの供給地としての側面においても、それと同時に、そ 植民地においてはイギリスからの輸入品にたいする購買 なぜ

属的構成部分として発展するにいたった。 手段をもたない大陸中北部植民地は、 これに反して、ごく少量の生産物を除いては、自己の植民地生産物のなかにイギリスからの輸入品にたいする支払 重商主義の旧植民地体制のなかにおいて、イギリスとは対立的要因をふくむ従 イギリスとの関連において、 大陸中北部植民地が当面した中心的な経済的

ウ

ィリアム・ウッドの植民地論について

あった。

こなわれた西インド、 た。そして、この中心的な経済的課題の解決のための方法として発展したものが、この植民地の商業資本によってお 課題は、この植民地の生産物をいかにしてイギリスからの輸入品にたいする支払手段に変えるかという 問 アフリカおよびヨーロッパ南部諸国との仲継貿易であった。 題 で

段に訴えたが、これに対抗する植民地商業資本の競争は、しばしば航海条例の違法=密貿易という形態をとった。 部植民地のこの仲継貿易は、もっともその一面においては、ウッドがさきに指摘したように西インド植民地の再生産 くに大陸北部植民地との対立の主要構成要因としての、イギリス商業資本と植民地商業資本との衝突が発生するにい イギリスの貿易資本は、 の貿易においては、イギリスの仲継貿易との競争を発生させ、両者の利害関係は直接に対立した。これに対抗して、 に必要な食料品その他の供給者として重要な役割を果したとはいえ、他面においては、とくにヨーロッパ南部諸国と けれども、植民地生産物をイギリスからの輸入品にたいする支払手段に変えるための方法として発展した大陸中北 オールド・イングランド対ニュー・イングランドとしてしばしば表現されるイギリス本国とこれら植民地と 植民地商業資本の競争力を弱めるために、十七世紀後半において航海条例をより完備する手

西インドとの貿易におけるよりも、より低い価格で、砂糖、 というのは、十八世紀においては、フランス領プランテーションにおける方が、イギリス領プランテーションにおけ 易からの制限された利潤にたいする補充として、フランス領西インドの砂糖プランテーションとの貿易をはじめた。 たった。 るよりも労働の生産性が高くなったために、植民地商業資本は、 そればかりではない。十八世紀にはいってからは、 植民地商業資本は、 糖蜜をかれらの植民地生産物と交換することができたか フランス領西インドとの貿易において、 航海条例の統制の枠内でのかれらの仲間 イギリス領 継貿

ランターの利益と直接に対立するにいたった。 そのために、 砂糖プランターは、 西インドとの貿易を制限ないしは禁止することをイギリス政府にたいして主張しはじめるにいたった。(そして それ らである。 のち一七三三年の糖蜜条例によって形式的には実現された。) けれども、大陸中北部植民地のこのフランス領西インドとの貿易は、イギリス領西インド植民地の砂糖プ 植民地商業資本のこのフランス 領

芽において、 その再生産に必要な生産手段および生活必需品の輸入を断念し、それにかわって、みずからこれらの生産手段および なる方法が残されているであろうか。それには、ただ一つの途があるのみである。すなわち、大陸中北部植民地は、 たいする支払手段を獲得することは不可能となる。それでは、大陸中北部植民地はみずからの再生産のために、いか 西インド・プランターの利益のために禁止されるとすれば、大陸中北部植民地は、当然に、イギリスからの輸入品に イギリス重商主義は、植民地におけるこのような工業化の傾向は、イギリスの初期産業資本の利益のために、その萠 立されるならば、商業資本の過剰部分は、この工業部門に投資され、そこに利潤の新しい源泉をみいだすであろう。 に過剰に累積される資本は、どこに新しい投資部門を発見するであろうか。もしも、これらの植民地工業の基礎が確 のことは、イギリスの産業資本と競争する工業が植民地において発展することを意味するからである。 生活必需品を生産することである。さらにまた、仲継貿易の制限とイギリスとの貿易の削減によって商業資本の手許 けれども、このことは、イギリス重商主義にとって、もっとも恐るべき結果を惹起するであろう。なぜならば、こ かくして、もしも、大陸中北部植民地の貿易が、一方ではイギリス貿易資本の利益のために制限され、他方では、 断呼として抑圧しなければならないことは、自明のことである。事実、 イギリス重商主義はすでに一六 したがって、

九九年に、

羊毛品条例によって、

植民地の毛織物工業の発展を抑圧した経験をもっているではないか。

れば、 この植民地にはその生存のためのいかなる途ももはや残されていなくなる。 大陸中北部植民地が、その再生産に必要な諸生産物をみずから生産することを禁止されるとす イギリス重商主義の大陸中北部

民地にたいする政策において当面した解決のもっとも困難な問題は、まさにこの点にあった。

問題にかんするかぎりは、 ればならなかったかぎり、それらの諸政策はそれ自身のなかに矛盾をふくみ、終始解決することのできない悪循環に 経営のための諸政策は、 少することによってイギリス商業資本の利害とも対立するにいたるであろう。 本による仲継貿易の制限は、 をもった。 おける工業の発展を刺激することによって、イギリス初期産業資本の利害と直接に対立し、 の利害と対立した。 ターであるが、かれらの利害関係は一面においては共通しながらも、 しかも、 旧植民地体制に利害関係をもつイギリスの支配的グループは、 この問題の解決を困難にした原因は、 その結果としての不在プランターの利益を代表するフランス領西インド貿易の禁止は、 たがいにその利害が対立するこれらの三つの支配的グループのいずれの利益をも代表しなけ つぎのようであった。 植民地商業資本をフランス領西インド貿易に進出させることによって、不在プランター すなわち、イギリス商業資本の利益を代表するための植民地商業資 イギリス重商主義体制そのもののなかにふくまれた矛盾にその根源 他面においてはたがいに対立していた。 商業資本、 かくして、イギリス重商主義の植民地 初期産業資本および不在プラン 同時に、 植民地市場を縮 植民地に 当面の

政策の意義はつぎの点にあった。すなわち、この政策は、 い諸政策の悪循環からのがれ、それと同時に、大陸中北部植民地に、イギリスの三つの支配的グループのいずれの利 かくて、明らかとなるであろうが、 大陸中北部植民地にたいする船舶必要品の生産を奨励するイギリス重商 イギリス重商主義がそのたがいに矛盾しあう解決のできな

おちいらざるをえなかったのである。

ば うな鋳型のなかにはめこみ、この植民地を、 植民地の再生産を保障しようとするための、 害とも対立しない形態において、イギリスからの輸入品にたいする支払手段をもたせ、こうすることによって、この られることになるはずである。 同時に収奪することのできる重商主義型の植民地に仕上げようとするところの、 たせ、そうすることによって、大陸中北部植民地を、 輸入品にたいする支払手段として機能する植民地生産物を、 めの政策にほかならなかった。さらにこれを別の表現でしめせば、つぎのようである。この政策は、 めの全政策の一環にほかならなかったのである。そしてもしも、この政策が大陸中北部植民地において成功するなら アメリカ植民地は、 全体的規模において、重商主義の系統的な植民地収奪に適した従属的構成部分として仕上げ 供給地としての側面においても、 イギリス重商主義に残された唯一の、最後の大陸中北部植民地経営のた 西インドおよび大陸南部のプランテーション型植民地と同じよ 船舶必要品という形態において、 市場としての側面においても両面的に イギリス重商主義の植民地経営のた 大陸中北部植民地にも イギリスからの

北部植民地にたいする船舶必要品の生産の奨励に最大の関心をしめしたのは、一六九〇年から一七二〇年までの時期 においてである。 地を論じた時期にはぞくさず、ウッドがかれらの後をうけてその労作においてアメリカ植民地を論じた時期に正確に ッドの著作においてはじめて論ぜられている理由はまさに右の点にあるのであって、ウッドがかれの著作においてこ 致する。 さきにのべたように、この船舶必要品の問題が、 ところが、この時期は、 かれの著作が対象としているその時期に、船舶必要品のこの問題がいちじるしい もはやチャイルドおよびダヴナントがかれらの著作においてアメリカ植民 ウッドに先行する著作においては取扱われておらず、

イギリス重商主義が、右のような目的をもって、植民地の系統的収奪のための全政策の一環として、

の問

!題を論じていることの意義は、

緊急性をもってイギリス重商主義の課題として登場してきたことの反映にほかならないのである。 ウィリアム・ウッドの植民地論について

В プランターによる大土地所有の独占にかんする見解

を取り上げる。そこでまず、プランターによる大土地所有の独占についてのウッドの批判そのものからき いて いこ ランターによる大土地所有の独占との問題である。われわれは、ここでは、後者の問題にかんするウッドの見解だけ 部分で取り除かるべき「困難と妨害」として取り上げている問題は、ロイアル・アフリカ会社の奴隷貿易の独占とプ なる困難と妨害とが取り除かるべきであるかを考察すべきである。」 (Ibid., p. 159.) そしてウッドが、 は 地およびこの植民地との貿易がわれわれにたいしてもつ利益と有利さについて証明したのだから、つぎに、われわれ かれは、 ウッドの著作の第三論説の最後の部分は、アメリカ植民地および植民地貿易にたいする批判ないしは改革案である。 いかなる改良がその二つのものにおいてなさるべきか、あるいは、この二つのものに影響をおよぼしているいか 第三論説の第二の部分をおわるにあたって、 つぎのようにのべている。「以上でプラ ンテーション型植民 この最後の

積の土地を交付したために、 高の指揮権または権力をあたえられていた人びとは、自分自身にたいしても、また他の人びとにたいしても、大きい面 「以前の時期に、わが国の非プランテーション型植民地およびプランテーション型植民地における知事あるいは最 またこのことは、年期奉公人が、 あるいは、より多くの移住民をもつことも妨げられ、そして多くの住民が定着民となることを妨げ 多くのプランターは、過去においても、現在においても、 かれらが契約した期間を服務しおわった時にはそこに定住したかつて かれらのプランテーションを

の時期のように、これらの植民地にすすんでいくことを同様に妨げていると、

われわれは恐らく結論することができ

pp. 159~60.)しかも、これらの人びとは、 これらの大面積の土地を 「かれらの生きているうちに、 利益を、そして特殊的にはかれら自身にたいする力と安全を、われわれが、考慮するばあいにもそうである。」(Ibid., するばあいにもそうであるし、また、これらの土地の耕作が一般的にはこの国民にたいしてあたえるであろう巨額な まにあることによって、この王国にたいしてすでに生じた損失あるいは生じるにちがいない損失を、 ていない、すなわち特定のある個人に交付されていないで、ただちに考慮するに値するなんらかの価値の ある 土 大な分量の土地が耕作されないままであるのに、移住地の近くには、いかなる土地も残されておらず、また特許され るであろう。そして、わが国の非プランテーション型植民地またはプランテーション型植民地のどこにおいても、 残されていないということは、実際に、悲しい不満の問題となった。このような大面積の土地が耕作されないま 栽培することもできないし、また、しようともしない、……またかれらは、法外な条件でなければ、どうしても 入植させること われわれが考慮

不可能ならしめるという理由によって、攻撃を加える。 地獲得の機会を奪い、かれらの入植と定着を阻止し、その結果として、小土地保有にもとづく小農民的生産の発展を みられるように、ウッドは、プランターによる大土地所有の独占を、この独占が移住民および年期奉公人による土

それを販売しないであろう。」(Ibid., p. 161.)

立ちいって提起することによって、 られているという事態そのものが、ウッドの批判の対象となりうるであろうか。われわれは、問題をこのようにより けれども、いったいいかなる理由にもとづいて、小農民的生産の発展が大土地所有の独占によって不可能ならしめ かれの意図するところをいっそう明確にすることができる。そこで、つづいてウ

国民によって年々生産される各々の種類の総量とのあいだの比率に依存していることが、もしも考察されるならば、 に、すべての植民地およびすべての部分において生産されたそれぞれの種類の一般的消費に比例することになるにち れぞれの特定の植民地におけるこれらの生産物のそれぞれの価格 アメリカの生産物の生産者、 イギリスにおける市場は、 いままで所有することによって〕、かれらの生産物の価格が影響されるであろうことをよく心得て いる。けれども、 「プランターたちは、そうすることによって〔新しい移住地を阻止する目的をもって巨大な面積の土地を耕作しな 全ヨーロッパ一般の市場に依存しており、ヨーロッパ市場一般は、年々の消費とすべての 運搬人、輸入者および輸出者が、われわれであろうと、あるいは外国人であろうと、そ (運賃、関税、 輸入税を考慮に入れて)は、つね

がいない。」(*Ibid.*, pp. 139~40.)

本を不利な条件におき、 することによって、砂糖の価格に「影響」するということ、いいかえると、その価格を人為的に引き上げることを目 ている事柄は、プランターによる大土地所有の独占が、小農民的生産の発展を阻止し、それにもとづいて競争を排除 いて激減させるにいたった。このことは、 インド産砂糖の高価格は、より低廉な外国産砂糖とのヨーロッパの世界市場における競争においてイギリスの貿易資 的としているという点にある。ところで、プランターのこの独占政策によって人為的に引き上げられたイギリス領西 右の文章のなかで、明示的には示されていないが、ウッドが「かれらの生産物の価格」とのべているものは、いう 西インド植民地の最主要生産物である砂糖の価格を意味する。つまり、右の文章の前半でかれが批判し その結果、 イギリス領西インド産砂糖の再輸出を十八世紀一○年代とくに三○年代以後にお いうまでもなく、 イギリス貿易資本から巨額な利潤を奪いさった。

で、

ウッドの前掲の文章の後半での批判は、

まさにこの事実にむけられているのである。

ンド産砂糖の高価格である。 いて不在プランターを批判している真実の目標は、 以上のことから明らかなように、ウッドが大土地所有の独占が小農民的生産の発展を阻止するという理由にもとづ さらに、ウッドの批判の真実の目標が、このようなプランターによる砂糖の「独占」政 この独占にもとづく生産制限とその結果としてのイギリス領西イ

策であることは、さらに、ウッドのあとに掲げる見解を考慮するばあい、いっそう明確となる。 ところで、イギリス領西インド産砂糖の高価格の設定には、右の要因のほかに、イギリス政府によって採用された

Þ 西インド産砂糖にあたえられたイギリス本国における国内市場の独占の保証である。こうしてイギリス領西インド産 別の要因が作用した。この要因とは、外国産砂糖のイギリス本国への輸入にたいする禁止的関税によってイギリス領 砂糖は、 の要因と同様に批判をむけている。すなわち、かれは、この問題の結論にぞくする箇所で、プランターにたい 右の二つの要因によってその高価格の設定が可能とされたのであるが、ウッドは、この後の要因にたいして

して、

つぎのように警告をあたえている。

課することが、 地が少なければ少ないほど、 た いう考えや計画を、 同様に、かれら「プランターたち」は、 かつ狭い考えや計画を放棄すべきである。すなわち、大面積の土地の併呑をかれらに誘発させるところの、 かれらの生産物のための販路を確保する方法であるという考えや計画を、 あるいはまた、 かれらのプランテーションの生産物がますますよい〔価格で〕で販売されるであろうと かれら自身の生産物と同じ種類のすべての商品にたいして禁止にひとしい関税を かれらの余りに多くの人たちによっていだかれてきたつぎのような 誤 放棄すべきであろう。」 移住

### (*Ibid.*, pp. $172 \sim 73$ .

ゥ

ィリアム・ウッドの植民地論について

以上引用した文章の総合的検討から、プランターによる大土地所有の独占にたいするウッドの批判が、 何を意味し

公人を、その他の人びとと同様に、 る。」(Ibid., pp.161~62.)「以上のこと〔大土地所有の独占〕 が、 入植するためにだけ育成された移住民や年期奉 自分の利益だけを考慮して、若干の人びとが自分の利害関係から主張している緻密に紡いだ考え方にたいする敵であ くしは、すべてのイギリス人のもっている自由と財産とを大いに尊重するものであるが、……しかし、わたくしは、 ているかは、もはや明らかである。かくて、かれは、憤りをもって、 卒直に、 つぎのように公然と宣言する。「わた かれらの労働が、 国王にたいしても、 またこの王国の人びとにたいしても、

ターにたいして、かれらの独占する大面積の土地の販売を強制することは、けっして、イギリス人の自由と財産の権 (Ibid., p.164) と、——宣言する。 そして、かれは、土地を販売することも、 栽培することも好まない不在プラン れほど利益とならない 〔世界の〕 部分に駆逐するやり方であるとして、 わたくしが与論に訴えたいところ である」

利潤獲得の機会を制限され、西インド不在プランターとその利害関係がするどく対立するイギリス商業資本の利益を 以上要するに、ウッドの右の批判と見解は、 右にのべた二つの要因によって設定された砂糖の高価格によってその

南海会社によるスペイン領植民地貿易の独占にかんする見解

代表するものである。

利にたいする侵害でないと主張する。

認められたフランスの種々の権益がイギリスの貿易と植民地体制にとって大きい脅威であることを指摘して、イギリ 攻撃の意識である。 ト条約およびアシエント契約にたいする徹底的な批判であり、さらに特定の貿易会社による排他的な独占にたいする さきに指摘したように、ウッドの著作を一貫している精神は、フランスにたいする非妥協的な敵対意識とユトレヒ かれは、この精神にもとづいて、その著作の第四論説の大半において、 ユトレヒト条約によって

. の対外貿易がユトレヒト条約ののちにおかれた危険な地位について、つぎのように論じる。

て、〕わが国の西インドおよび東インド貿易は衰微させられるにちがいなく、 ることを、フランス人に許しておくならば、フランス人は、かならずや、 アメリカの主人公となるであろう。へそし ならば、われわれは、すべての利益のある貿易から排除されることを、予期しなければならない。もしも、クルワザ であろう。けれども、 謀に従属するようなことがないかぎりは、 (Croizat)卿に特許された地方を入植し、ヒスパニオラ島でフランス人が領有している部分を維持し、ケープ・ブレト るわが国の貿易を維持し、両インドにおいてわが国の工業製品を販売することに、つねに希望をかけることができる ンを保留し、ニューファウンドランドの漁場における漁業の自由と南海にたいする貿易の自由をかれらにつづけさせ スペインが独立国としてとどまるかぎりは、また最近そうであるように、その女王がフランスの政治あるい もしもスペインが、ずっと以前にはそうでなかったのだが、 われわれは、最近の戦争のまえにそうであったように、その王国にたいす 全世界の貿易と富は、 フランスの指図のもとにおかれる しだいにフラン 、は陰

スに集まる。」(Ibid., pp. 217~18.)

題においては、 ウッドの特定の貿易会社の排他的独占に反対する一般的な態度は、 易に反對する視角から論じられ、同時に、対内的には、アシエント契約(この契約もまたユトレヒト条約にふくまれ ところで、イギリスに流入する貴金属の主要な供給源としてのスペイン領植民地貿易にたいするウッドの見解 の受諾にもとづく南海会社によるスペイン領植民地貿易の独占に反對する視角から論じられている。 右の引用文にも示唆されているようにユトレヒト条約後にも存続したフランス人のスペイン領植民地貿 特殊的にフランスにたいするかれの敵対意識、 ユトレヒト条約にたいする批判、 このスペイン領西インド植民地貿易にかんする問 アシエント契約にた

八〇

いする反対というかれの一貫した態度と離れがたく結びついている。

海会社である)による排他的独占に反対するウッドの見解は、貿易自由の権利はイギリス人の基本的権利であるとい さて、特定の貿易会社(かれがその著作で対象としているのは、ロイアル・アフリカ会社、 東インド会社および南

かれの基本的な考え方にもとづく。かれはいう。

281.) を メンバーの人びとにたいして交付された特許状も、 あるいは誰かを、 いかなる他国の元首または国家を相手にわが国の元首によっておこなわれたいかなる条約も、また、 地球上のいかなる部分との貿易からも、法律において禁止することはできない。」(Ibid., p. 議会の法律によるのでなければ、 〔イギリスの〕 臣民 の すべ て

独占にたいしては、 ところで、一般的にはこのような基本的な考え方にもとづいたウッドの見解は、アシエント契約および南海会社の 特殊的に、つぎのように開展される。

許可しているにすぎないという意味で、この会社にたいしても排他的であると、アシエント契約および南海会社の独 トベロウ経由による・**フランス人**の貿易を**イギリス人**が妨害しないようにさせておくために、まさにこの目的のため について、本質的な洞察をおこなう。すなわち、かれにしたがえば、アシエント契約は、 占的性格を暴露する。これについで、 それが南海会社にたいしてさえもアシェント契約の条件でのみ南海およびスペイン領の南部および南西部での貿易を 許された限界の内部において、すなわち南海において、貿易することを排除したという意味で、排他的であると同時に、 かれはまず、南海会社を組織した South-Sea Act は、それがこの会社以外のすべてのイギリス人を、この会社に ウッドは、 アシエント契約はどのような目的をもって予定されたものであるか 南海における・またはポ

もかかわらず、ニユー・スペインのいかなる部分とも貿易する権利をもっていることは、うたがいをいれない」(Ibid., に計算され、 「すべてのイギリス人は、議会の法律によって南海会社にあたえられた限界の内部以外では、このアシエント契約に 南海会社にあたえられたものである。(Ibid.,pp. 279~81—— 強調はウッド。) かくして、 ウッドは、

p. 281) と結論する。

題をより具体的に展開して、アシエント契約がイギリスにもたらした不利益をつぎのように指摘する。 アシェント契約および南海会社の独占的性格についてウッドは上述のような論鋒を加えたのち、 かれはさらに、問

害であり、それを減少させることになるにちがいないであろう、したがって、それは、スペイン国民との全般的差額 に考えるならばわれわれがふたたびもつべきものと期待される・カディス、ポート・セント・メアリース など への にしても、一般的にはこの王国にとってきわめて大きかった。それは、われわれが以前にもっていた・そして合理的 「輸出入」貿易を、 「アシエント契約を南海会社が受諾したことによる不利益は、特殊的にはこの会社自身にたいしてはそうではない われわれから取りあげ、喪失させた。そしてそれは、たしかに、 わが国の製造工業にたいする妨

ある。 響のうちでウッドがとくに注意を払っているのは、スペイン西南部の仲継港カディスにおけるイギリス貿易の衰退で 右の指摘は、 ヨーロッパ貿易にかんするものであり、なかんずくアシエント契約のヨーロッパ貿易にたいする諸影

におけるこの王国の貿易に同じ結果をもたらすであろう。」(Ibid., p. 283.)

ある。ウッドにしたがえば、ジャマイカは、 けれども、ウッドの注意をはかるには多く奪っているものは、アメリカ植民地とくにジャマイカにたいする影響で 「王室にぞくするもっとも価値のある植民地」(*Ibid.*,p.173)

ウィリアム・ウッドの植民地論について

八

「それの保持と奨励は政府の最高の関心を要求する」(Ibid., p. 285) 植民地である。 ところで、 ウッドは、このジ

ャマイカについて、つぎのようにいう。

の〕貿易を破滅させ、その結果、その人口と新しい移住民の増大を妨げることによって、それ(ジャマイカ)にたい 「アシエント契約は、もしもそれを受諾したものが、かれら自身の利益を守りつづけるならば、その(ジャマイカ

してもっとも危険な結果をともなうであろう」(Ibid., p. 285)、と。

それでは、具体的には、いかなる理由によってであるか。

る。 は いての影響である。周知のように、イギリス重商主義が旧植民地体制の設定によって実現しようとした要請のひとつ まず第一には、イギリスに流入する貴金属の主要な給供源としてのスペイン領植民地貿易の基地としての地位に このことは一般的にはイギリスの資本の本源的蓄積の要請であるが、特殊的にイギリスがこれを緊急事とした直 植民地収奪の成果を、 順の貿易差額という形態をつうじて、金・銀および外国鋳貨の形態で獲得すること であ

接の理由は、東インド会社による東インド貿易が年々巨額な貴金属を国外に流出させたために、国内に独立した貴金

が、 て、 属資源をもたなかったイギリスは、この国外へ流出する貴金属をカバーするように、これを外国貿易をつうじて獲得 しなければならなかったからである。そして、スペイン領植民地への奴隷貿易と密貿易は、この貴金属の供給源とし ジャマイカである。 イギリス重商主義のこの切実な要請に答えるイギリスの貿易部門であり、この貿易における基地を形成したもの ウッドが、さきにみたように、ジャマイカをとくに重要視する主要な理由の一つは、まさに

では、アシエント契約にもとづく南海会社の独占は、右のような貿易基地としてのジャマイカの地位にいかなる悪

この点にある。

この も、どうして好ましくないことがあろうか?」 (Ibid., pp. 289~90.) もっとも正当な計算にもとづいてさえも、一年間に一五万ポンド以上にたっすることのできない一つの貿易(それは ¬わが国王陛下の領土へ金および銀において年々二五万ポンドないし三○万ポンドをもたらした一つの 貿 「〔南海〕会社にニュー・スペインのすべての部分に四、八○○人のニグロ人を販売することを認めた……〕より

流入する貴金属の分量を約二分の一に減少させ、同時にそれは、ジャマイカの貿易を破滅に導びく悪影響をもつとい あきらかに、ウッドは、アシエント契約の受諾にもとづく南海会社の独占は、ジャマイカを経由してイギリス領に

う理由にもとづいて、それに抗議しているのである。

もとづいて、南海会社の独占に抗議する。 を招来し、その結果、 てのロイアル・アフリカ会社の奴隷貿易の独占の弊害を再現することを意味し、それはプランテーション経営の破滅 会社が奴隷獲得のためにアフリカ貿易を継続し、アフリカとの奴隷貿易を独占しようとする傾向のあることは、 右の抗議につづく第二の論点は、プランテーション経営にたいする悪影響についての抗議である。すなわち、 イギリスの砂糖貿易を衰退させ、かくてイギリスの製造工業を破壊させるものだという理由に かつ 南海

ぎのように批判する。すなわち、それは、以前にくらべてスペイン領植民地貿易に使用される船舶数と海員数を減少 は、さらに、つぎの諸点を考慮に入れて、 スペインに在留する代理店の数を減少させ、ジャマイカ人のスペイン領植民地貿易を排除し、移住地の発展を アシエント契約とそれの受諾にもとづく南海会社の独占を、 最終的に、つ

アメリカ植民地にたいするアシエント契約および南海会社の独占の不利益について、以上のように抗議したウッド

阻止する、 マイカ」の住民によっておこなわれる貿易が妨害され、衰退させられるならば、 のあいだに確立された貿易が絶滅されるという最悪の状態が生じる。 なことだが、もしも、これらの理由にもとづいて、ジャマイカが荒廃するならば、ジャマイカと大陸中北部植民地と マイカとわが国の北部非プランテーション型植民地との相互の貿易と航海が、坐折され、ほとんど絶滅されはしない さらにそれは、 ロンドンの商人の利益を守り、 外港の商人の利益を排除する。 すなわち、 最近において著しく改善されたジャ かれはいう、「もしもその島 そして、

だろうか」(Ibid., p. 289)、

ば 独占が西インド植民地の中核をなすジャマイカを荒廃させるとするならば、それは、最後的には、 局的には、 ンスによって決定される。けれども、ウッドにしたがえば、 いだのバランスによって決定され、窮局的には、 だが、このことは、ウッドの見解においては、なにを意味するであろうか。Ⅲでのべたように、ウッドにしたがえ 一大陸中北部植民地のイギリスにとっての価値は、イギリスの西インド植民地貿易と大陸中北部植民地貿易とのあ 西インド植民地に依存するものである。したがって、アシエント契約とそれの受諾にもとづく南海会社 全体としてのアメリカ植民地のイギリスにとっての価値もこのバラ 大陸中北部植民地の価値は、 さきに指摘したように、終 一自給自足的な商

において意味するところは、 義の旧植民地体制の従属的構成部分としてもつ意義を喪失させることを、 業帝国」の経済的構造のなかでしめる全体としてのアメリカ植民地の重要な地位を奪いさり、それがイギリス重 ここにある 意味することになる。 ウッドの批判が窮局 商主

民地貿易にかんする見解を、 以上の敍述において、 わたくしは、わたくしなりの解釈を加えて、ウィリアム・ウッドのアメリカ植民地 かれの主著 A Survey of Trade にもとづいて、 検討してきた。そしてこの検討をつ および植

イリアム・ウッドの直民也論こついる

うじて、知りえたことを、一口にしていへば、つぎのようである。すなわち、ウッドの見解は、部分的にはイギリス ところの見解である。ただし、 の初期産業資本の利益を反映しているが、全般的には、十八世紀初頭におけるイギリスの商業資本の利益を代表する かれがその利益を代表している商業資本とは、 古い型の特権的な商業資本ではなく、

「名誉革命」後のロンドンおよび外港において発展しつつあった商業資本にほかならないのである。

って、閲覧する機会を得た。記してここに両教授にお礼を申し上げる。 お、 ウッドの原典については、 福島大学図書館所蔵のものを、 同大学渡辺源次郎教授の御好意と 本学小林昇教授のお世話 とによ の報告「ウィリアム・ウッドのアメリカ植民地にかんする見解について」に加筆・整理をほどこして、改題したもので ある。な (本稿は、一九六一年十一月四・五日、和歌山大学経済学部において開催された経済学史学会第二十四回大会におけるわたくし 一九六一・一二・三〇)